

奈良県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び桜井市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画の変更に係る土地の区域
<p>変更前 大和都市計画道路 三・五・五〇〇号 兜塚山之辺線</p> <p>変更後 大和都市計画道路 三・五・五〇〇号 兜塚粟殿線</p>	<p>桜井市大字粟殿、大字金屋、大字三輪、大字茅原、大字箸中及び大字巻野内</p>
<p>変更前 大和都市計画道路 三・五・五〇四号 北口宇陀ヶ辻線</p> <p>変更後 全線廃止</p>	<p>桜井市大字桜井、大字外山及び大字慈恩寺</p>
<p>変更前 大和都市計画道路 三・五・五〇七号</p>	<p>桜井市大字谷、大字阿部、安倍木材団地一丁目、安倍木材団地二丁目及び大字吉備</p>

<p>磐余線 変更後 大和都市計画道路 三・六・五〇一号 磐余線</p>	<p>変更前 大和都市計画道路 三・五・五〇九号 橋本三輪駅線 変更後 大和都市計画道路 三・四・五〇六号 三輪駅線</p>
	<p>桜井市大字池之内、大字橋本、大字吉備、大字大福、大字東新堂、大字新屋敷及び大字三輪並びに橿原市東池尻町</p>